

令和7年度第3回
東京都私立学校審議会
会議録（第849回）

令和7年6月23日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 ただいまから、令和 7 年度第 3 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○瀬戸私学行政課長 本日は、委員 20 名のうち、15 名の委員に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

これより、本日の議案の審議に入らせていただきますので、傍聴者は御退席をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○近藤会長

それでは、本日の議案の審議に入ります。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○井上私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 7 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 7 条第 1 項及び第 109 条第 4 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 23 日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、ヘレン・ケラー学院の廃止認可について（新宿区）、ほか 6 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と新たに諮問される案件 7 件の計 8 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日議題となっております議案第 1 号から第 8 号までの全ての議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、ヘレン・ケラー学院の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第1号、ヘレン・ケラー学院の廃止認可について、御説明いたします。

ヘレン・ケラー学院は、昭和61年3月31日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により、学校運営の継続が困難となったためです。

設置者は、社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会で、理事長は奥村博史氏、校長は同じく奥村博史氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和6年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、退職もしくは法人内で配置転換としております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、新宿区において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、総定員、法人が設置する学校を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、各種学校についての案件でございます。

議案第2号は、学校法人武蔵学園の解散認可について、

議案第3号は、武蔵高等予備校の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より2件まとめて説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号及び第3号は、関連する議案ですので、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第2号、学校法人武蔵学園の解散について、御説明いたします。

学校法人の名称及び事務所の所在地は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

解散の時期は、認可のあった日とします。

解散事由は、寄附行為に定める理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議

員会の議決によるものです。

清算人予定者は、要項 5 に記載のとおり、理事長の廣井幸江氏、ほか理事 6 名です。

資産の処置については、要項 6 に記載のとおり、清算後に残余財産が生じたときは、私立学校法第125条第 1 項に基づき、学校法人聖学院に帰属させることといたします。

備考欄には、学校法人設立認可年月日等を記載しておりますので、御参照ください。

次に、議案第 3 号、武蔵高等予備校の廃止について、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び要項 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、生徒数の減少及び財政状況の悪化により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は学校法人武蔵学園で、理事長は廣井幸江氏、校長は廣井胖氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、平成29年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、平成30年 6 月末までに退職または解雇となっております。

指導要録等については、学校法人聖学院において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員等を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第 2 号及び第 3 号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願います。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 2 号及び議案第 3 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第 4 号は、中野小鳩幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第 4 号、中野小鳩幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び要項 2 に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は宗教法人清谷寺、園長は根本定子氏でございます。

園児の処置でございますが、令和6年度末をもって全員卒園または転園しております。
教職員の処置でございますが、令和6年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継ぎ方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第5号は、啓明学園幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第5号、啓明学園幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は、学校法人啓明学園、園長は服部恵美氏でございます。

園児の処置でございますが、令和6年度末をもって全員卒園しております。

教職員の措置でございますが、令和6年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継ぎ方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第6号は、ひばりヶ丘幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第6号、ひばりヶ丘幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は宗教法人真教寺、園長は齊藤信也氏でございます。

園児の処置でございますが、令和6年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和6年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継ぎ方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、中学校及び高等学校についての案件でございます。

議案第7号は、羽田国際中学校の設置認可について。

議案第8号は、羽田国際高等学校の収容定員に関わる学則変更認可についてでございます。

議案第7号につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第三部会の松谷委員から調査結果につきまして説明願います。

○松谷委員 それでは、議案7号につきまして御説明いたします。

羽田国際中学校の設置認可についてでございます。

令和7年6月3日に、長塚委員、横山委員、東京都私学部の担当職員と私で、第三部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、設置者である学校法人簡野学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、中等教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は「国際」と名のつく学校としてふさわしい教育を行い、その内容を生徒、保護者に分かりやすく説明していただくとともに、計画的な生徒の受入れや、健全な学校運営に努めていただきたいこと、また、学習指導要領に遵守した教育をしっかりと行っていただきたいこと。

2つ目は、中学校段階と高等学校段階とで必要とされる教育は異なるため、中学校教育の趣旨及び生徒の成長段階を踏まえ、教職員の共通理解の下、今後も教育体制、施設、設備のさらなる充実を図ること。

3つ目は、生徒の定員管理には十分に配慮していただきたいこと。

4つ目は、学校運営に当たっては、適切な生徒指導を行い、特に併設する幼稚園の園児と接する際には、生徒、園児の安全面に十分に配慮していただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から御説明いただきます。

以上です。

○瀬戸私学行政課長 ありがとうございます。

そうしましたら、議案7号、議案8号について併せて御説明いたします。

まずは、議案第7号の要項に基づきまして御説明いたします。

これは、学校法人簡野学園から申請がありました羽田国際中学校の設置認可でございます。

それでは、設置要項に基づきまして御説明いたします。

学校の目的でございますが、要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法及び学校教育法に基づく併設型中高一貫校として、小学校を卒業した者に対して、『清・慎・勤』の学園・校訓に則り、中等普通教育を施すことを目的とする」でございます。

学校の名称は、羽田国際中学校です。

学校の位置は、要項3に記載のとおりでございます。

開設の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項5に記載のとおりでございます。

設置者は学校法人簡野学園で、理事長は簡野裕一郎氏、校長も簡野裕一郎氏でございます。

収容定員は210名で、1学年70名、2学級でございます。

校地、校舎等につきましては、要項9、要項10に記載のとおり、設置基準を充足しております。

教職員組織、校具及び教具等、予算概要につきましては、要項11から要項13に記載のとおりでございます。

付近の状況についてですが、要項14に記載のとおり、通学路には交番や商店街があり、教育環境に適している地域に位置しているところでございます。

備考欄には、学校法人の設立年月日、本法人の設置する学校の名称及び設置認可日が記載してありますので、参考に御覧いただければと思います。

続いて、議案第8号を要項に基づきまして御説明いたします。

こちらは、学校法人簡野学園が設置しております、羽田国際高等学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から要項3までに記載のとおりでございます。

変更の理由でございますが、中学校の設置に伴いまして、高等学校の収容定員を減員するものでございます。

変更の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

次に、変更内容ですが、要項6を御覧ください。

高等学校の収容定員を210名減員し、540名に変更いたします。

変更前は1学年7学級250名、合計750名だったところ、変更後は1学年5学級180名、合計540名となります。

また、変更後の経過措置につきましては「変更後」の欄の表のとおり、令和10年度に完成する予定となっております。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項7から要項9に記載のとおり、いずれも認可基準を満たしているところでございます。

備考欄には、学校法人の設立年月日、本法人の設置する学校の名称及び設置認可日を記載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上で、議案第7号、第8号についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第7号及び議案第8号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

次回開催は、7月17日、木曜日を予定しております。

ありがとうございました。

午後3時20分閉会